

改正後

- 第一 くろまぐろ（小型魚）
- 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）  
4,438.1トン
- 二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）  
法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	<u>29.9</u>
青森県	<u>339.8</u>
岩手県	<u>91.5</u>
宮城県	<u>71.9</u>
秋田県	<u>32.6</u>
山形県	<u>16.6</u>
福島県	<u>12.8</u>
茨城県	<u>27.9</u>
千葉県	<u>67.5</u>
東京都	<u>14.9</u>
神奈川県	<u>44.1</u>
新潟県	<u>75.2</u>
富山県	<u>111.1</u>
石川県	<u>88.1</u>
福井県	<u>28.2</u>
静岡県	<u>33.3</u>
愛知県	0.1
三重県	<u>37.3</u>
京都府	<u>26.9</u>

改正前

- 第一 くろまぐろ（小型魚）
- 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）  
3,757.0トン
- 二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）  
法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	<u>11.3</u>
青森県	<u>256.3</u>
岩手県	<u>68.5</u>
宮城県	<u>52.9</u>
秋田県	<u>21.5</u>
山形県	<u>8.8</u>
福島県	<u>7.9</u>
茨城県	<u>18.9</u>
千葉県	<u>51.5</u>
東京都	<u>9.6</u>
神奈川県	<u>32.9</u>
新潟県	<u>55.5</u>
富山県	<u>86.3</u>
石川県	<u>65.8</u>
福井県	<u>17.5</u>
静岡県	<u>24.2</u>
愛知県	0.1
三重県	<u>27.4</u>
京都府	<u>16.5</u>

大阪府	0.1
兵庫県	<u>5.8</u>
和歌山県	<u>32.1</u>
鳥取県	<u>5.0</u>
島根県	<u>100.5</u>
岡山県	0.1
広島県	<u>0.3</u>
山口県	<u>112.4</u>
徳島県	<u>15.4</u>
香川県	0.1
愛媛県	<u>14.8</u>
高知県	<u>85.9</u>
福岡県	<u>11.8</u>
佐賀県	<u>4.0</u>
長崎県	<u>827.7</u>
熊本県	<u>9.7</u>
大分県	<u>3.7</u>
宮崎県	<u>21.1</u>
鹿児島県	<u>18.2</u>
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚） 大中型まき網漁業	<u>1,650.0</u>
くろまぐろ（小型魚） かじき等流し網漁業等	<u>48.4</u>
くろまぐろ（小型魚）	<u>68.2</u>

大阪府	0.1
兵庫県	<u>2.3</u>
和歌山県	<u>23.3</u>
鳥取県	<u>1.7</u>
島根県	<u>78.5</u>
岡山県	0.1
広島県	<u>0.2</u>
山口県	<u>85.2</u>
徳島県	<u>7.9</u>
香川県	0.1
愛媛県	<u>7.3</u>
高知県	<u>65.6</u>
福岡県	<u>7.1</u>
佐賀県	<u>0.9</u>
長崎県	<u>657.1</u>
熊本県	<u>3.5</u>
大分県	<u>0.7</u>
宮崎県	<u>12.0</u>
鹿児島県	<u>10.1</u>
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚） 大中型まき網漁業	<u>1,500.0</u>
くろまぐろ（小型魚） かじき等流し網漁業等	<u>44.0</u>
くろまぐろ（小型魚）	<u>62.0</u>

かつお・まぐろ漁業

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

5,961.9トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	<u>358.9</u>
青森県	<u>543.1</u>
岩手県	<u>75.8</u>
宮城県	<u>28.4</u>
秋田県	<u>43.5</u>
山形県	<u>14.4</u>
福島県	1.0
茨城県	<u>7.0</u>
千葉県	<u>52.1</u>
東京都	<u>39.9</u>
神奈川県	<u>10.8</u>
新潟県	<u>103.6</u>
富山県	<u>16.0</u>
石川県	<u>53.9</u>
福井県	<u>19.8</u>
静岡県	<u>33.0</u>
愛知県	1.0
三重県	<u>37.8</u>
京都府	<u>34.0</u>
大阪府	1.0

かつお・まぐろ漁業

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

5,132.0トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	<u>291.3</u>
青森県	<u>460.8</u>
岩手県	<u>48.3</u>
宮城県	<u>20.5</u>
秋田県	<u>28.5</u>
山形県	<u>9.6</u>
福島県	1.0
茨城県	<u>6.0</u>
千葉県	<u>22.7</u>
東京都	<u>14.5</u>
神奈川県	<u>6.1</u>
新潟県	<u>88.6</u>
富山県	<u>14.0</u>
石川県	<u>38.0</u>
福井県	<u>17.9</u>
静岡県	<u>11.8</u>
愛知県	1.0
三重県	<u>26.1</u>
京都府	<u>21.9</u>
大阪府	1.0

兵庫県	<u>11.6</u>
和歌山県	<u>39.0</u>
鳥取県	<u>6.6</u>
島根県	<u>31.2</u>
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	<u>36.6</u>
徳島県	<u>9.9</u>
香川県	1.0
愛媛県	<u>6.6</u>
高知県	<u>20.7</u>
福岡県	<u>12.9</u>
佐賀県	<u>8.2</u>
長崎県	<u>177.9</u>
熊本県	<u>6.8</u>
大分県	<u>6.9</u>
宮崎県	<u>25.3</u>
鹿児島県	<u>16.5</u>
沖縄県	<u>203.6</u>

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚） 大中型まき網漁業	<u>3,200.2</u>
くろまぐろ（大型魚） かじき等流し網漁業等	<u>10.3</u>
くろまぐろ（大型魚） かつお・まぐろ漁業	80.0

兵庫県	<u>8.7</u>
和歌山県	<u>14.2</u>
鳥取県	<u>6.0</u>
島根県	<u>23.3</u>
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	<u>23.0</u>
徳島県	<u>8.2</u>
香川県	1.0
愛媛県	<u>6.0</u>
高知県	<u>15.4</u>
福岡県	<u>7.2</u>
佐賀県	<u>6.0</u>
長崎県	<u>158.3</u>
熊本県	<u>6.0</u>
大分県	<u>6.3</u>
宮崎県	<u>14.6</u>
鹿児島県	<u>8.0</u>
沖縄県	<u>127.2</u>

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚） 大中型まき網漁業	<u>3,063.2</u>
くろまぐろ（大型魚） かじき等流し網漁業等	<u>9.4</u>
くろまぐろ（大型魚） かつお・まぐろ漁業	80.0

(1月から3月まで)	
くろまぐろ (大型魚)	<u>491.4</u>
かつお・まぐろ漁業	
(4月から12月まで)	

(1月から3月まで)	
くろまぐろ (大型魚)	<u>282.6</u>
かつお・まぐろ漁業	
(4月から12月まで)	